

住宅除染に関するお知らせ

本村では平成 24 年より住宅除染作業を進めておりましたが、本年中に大玉村除染実施計画の事業終了時期を迎えることから住宅等敷地の除染を終えていない土地所有者や使用者の方で除染作業を希望される場合は下記期日までにお問い合わせください。

なお、期日以降にお問い合わせいただいた場合や空間線量率調査結果によっては除染作業が行えない場合もございますので予めご了承ください。

お問い合わせ期間 : 平成 28 年 6 月 30 日まで

対象とする土地種別 : 宅地 (住宅敷地、事業所敷地等で日常的に活動に使用している土地)

お問い合わせ先 : 再生復興課原発災害対策係
TEL0243-24-8092